

危険

電動アシスト自転車の

# 不正改造・不正利用

アシスト制限を超える改造を行うと、  
自転車ではなく、**バイク** になります。

免許なかったら  
無免許運転で検挙！

運転免許必要やで！

ウインカー  
クラクション  
ブレーキランプ  
バックミラー 等々

道路で走行できるよう  
整備しなあかんで！

ナンバープレート要るで！

自賠責保険入らなあかんで！



## 不正改造の弊害を正しく理解し、適正利用を！

- ⚠ 安全性能を失う可能性があり、危険です。
- ⚠ メーカー保証を受けることができません。
- ⚠ 次の場合、罪に問われることがあります。

**注意**

- ① 公道での運転    ② 改造部品等の販売    ③ 自転車の改造



大阪府警察

